平成22年度

(第2回)

能美市都市計画審議会

日 時 平成23年3月24日(木)

午後2時00分~

場所能美市根上総合文化会館

2階 202会議室

次 第

- 1. 開 会
- 3. 委員の紹介
- 4. 意 見 聴 取 能美市都市計画道路網再編計画(案)について
- 5. その他
- 6. 閉 会

都市計画道路の見直しについて

都市計画道路は、都市における最も基幹的な都市施設として、都市計画法で定められた道路で、 交通機能はもとより、延焼防止などの空間機能や土地利用を支援する機能を有しています。都市 計画道路として定められた区域内では、事業実施における円滑な施行を確保するため、都市計画 法により、建築物の階層や構造に関する制限が設けられています。

都市計画道路の整備状況

都市計画区域	計画延長 (km)	整備済延長 (km)	整備率 (%)	整備中延長(㎞)	未整備延長(km)	左のうち 概成済延長 (km)
小松能美	55. 340	38. 900	70.3	2. 100	14. 340	1.900
辰 口	19. 140	12. 080	63. 1	0.000	7. 060	2. 160
승 計	74. 480	50. 980	68.4	2. 100	21. 400	4'. 060

※整備率=整備済延長÷計画延長×100(%)

(参考) 石川県平均整備率 54.9%

都市計画道路の中には、社会情勢の変化に伴い、将来需要やまちづくりの方向性も変化しており、必要性が近年、低くなっているものもあると考えられ、財政状況が厳しくなる中、都市計画道路の整備についても、効率的・重点的に事業を執行していくため、21年度「能美市都市計画道路見直し検討委員会」を設置し、見直し作業を進めてきました。

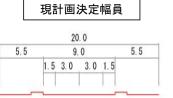
資料

能美市都市計画道路網再編計画(案)

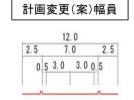
能美市都市計画課

No	路線名	適用	抽出区間	見直し区間	見直しの	2FR
100		[抽出の理由	延長	方向性	理由
(Ī	国道線	(一)松任寺井線 現況幅員 W=10.7m	【区間1】 粟生町~三道山町区間 20年以上未着手	1,010m	変更 (幅員変更)	寺井地区の幹線道路として重要な路線であり計画継続とする。ただし、旧国道時に決定された計画幅員20mはバイパスが供用された現在では状況が異なっており、現状に見合う適切な幅員に変更する。

幅員変更(案)								
計画幅員	車道	歩道						
W=12.0m	・2車線道路 ・路肩は0.5mに縮小	両側にW=2.5m						

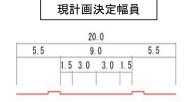


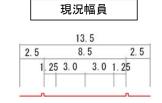


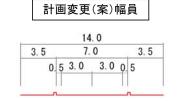


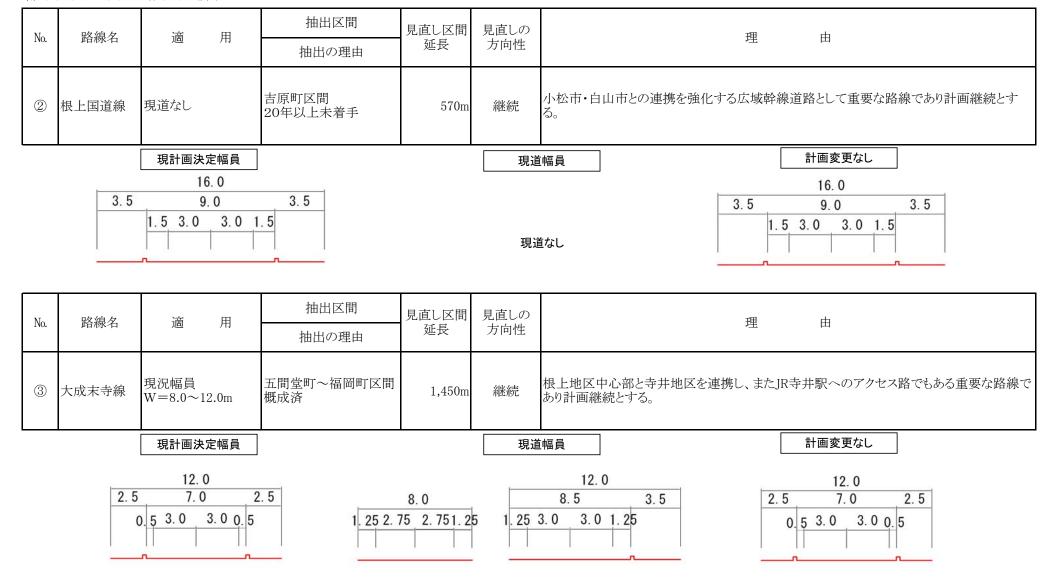
No.	路線名	路線名 適 用 抽出区間 見直し区間 見		見直しの	## ±		
INO.	<i>岭水</i>		77	抽出の理由	延長方向性		性
1		(主)小松鶴来 現況幅員 W=13.5m		【区間2】 寺井町~大長野町区間 20年以上未着手	2,930m	変更 (幅員変更)	寺井地区の幹線道路として重要な路線であり計画継続とする。ただし、旧国道時に決定された計画幅員20mはバイパスが供用された現在では状況が異なっており、現状に見合う適切な幅員に変更する。

	幅員変更(案)								
計画幅員	車道	歩道							
W=14.0m	・2車線道路 ・路肩は0.5mに縮小	両側にW=3.5m							



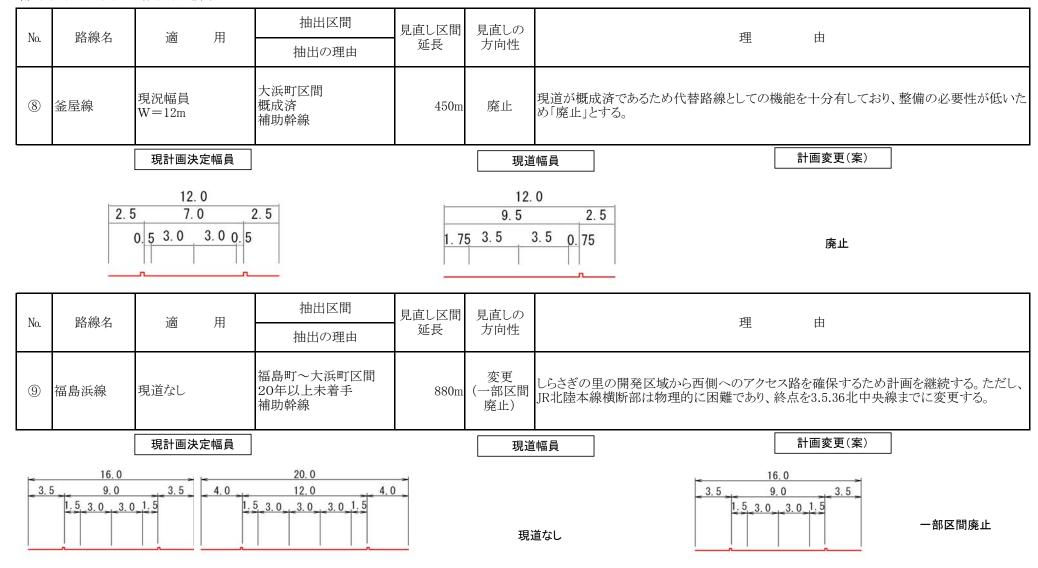






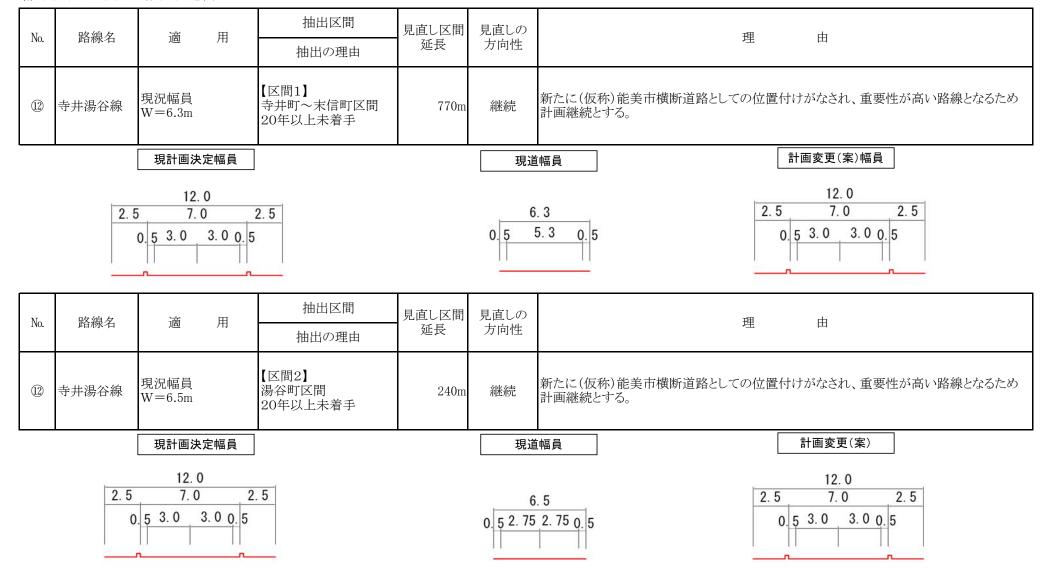
No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理由
4	山口大島線	現況幅員 W=5.5m		山口町区間 20年以上未着手 補助幹線	330m	廃止	インターノ	上南部地区から小松市方面への適切なアクセス路は他に見あたらないが、小松 、里線の線先を活用するなど小松市と連携し、代替路線の確保を図る方針とする 「廃止」とする。
		現計画決定	它幅員			現道	幅員	計画変更(案)
	2.5			2. 5		5	. 5	廃止
No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理由
(5)	道林高坂線	現況幅員 W=6.4m		道林町区間 20年以上未着手 補助幹線	230m	廃止	行き止まり 有している	のとなる区間であり、現在ではネットワーク上の必要性がなく、現道で十分な機能を るため廃止とする。
		現計画決定	它幅員			現道	幅員	計画変更(案)
	2. 5	10 20 00		2. 5		6.	4	廃止

No.	路線名	適用	抽出区間	見直し区間	見直しの	理由
110.	PINACH	713	抽出の理由	延長	方向性	1
6	浜開発線	現況幅員 W=7.6m	中町区間 20年以上未着手 補助幹線	210m	廃止	行き止まりとなる区間であり、現在ではネットワーク上の必要性がなく、現道で十分な機能を 有しているため廃止とする。
		現計画決定幅員			現道	首幅員 計画変更(案)幅員
		16. 0				
	3. 5	9.0	3. 5			7. 6 廃止
No.	路線名	適用	抽出区間抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性	理由
7	南中央線	現況幅員 W=5.0~6.0m	浜町~道林町区間 20年以上未着手 補助幹線	960m	継続	・JR寺井駅へのアクセス路として重要性の高い路線であり、他に代替路線が確保できないため計画継続とする。
		現計画決定幅員]		現道	首幅員 計画変更(案)幅員
	2.5	12. 0 7. 0 2 5 3. 0 3. 0 0. 5	2. 5		5. 0	12. 0 2. 5 7. 0 2. 5 0. 5 3. 0 3. 0 0. 5



No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理	曲	
10	北中央線	現況幅員 W=6.2m		大成町〜福島町区間 20年以上未着手 補助幹線	1,000m	継続	JR寺井駅へのアクセンめ計画継続とする。	ス路として重要性の高い	路線であり、他に代え	替路線が確保できないた
		現計画決力	定幅員			現道	幅員		計画変更(案)幅員	
	2.5	12. 5 7. (0. 5 3. 0	12	2. 5			5. 2	2. 5	12. 0 7. 0 0. 5 3. 0 3. 0 0.	2. 5
No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理	曲	
(1)	寺井粟生線	(一)粟生小 現況幅員 W=7.5m	松線等	【区間1】 寺井町区間 20年以上未着手 補助幹線	650m	変更 (幅員変更)	寺井地区を南北に縦め計画継続とする。た	推貫する重要な路線であ ただし、計画幅員18mの対	の、特に交通安全機能 は前に受通安全機能は は、対し、特にを通った。	能の面で必要性が高いた ものとし、「変更」とする。
					1	現計画決	定幅員	現道幅員		計画変更(案)
		幅員3	変更(案)							
	計画幅員 車道 歩道		18. 0 4. 5 9. 0 4. 5 7. 5			12. 0 7. 0 2. 5				
7	W=12.0m	・2車線道路 ・路肩は0.5	i mに縮小	両側にW=2.5m		1.5 3.0	3.0 1.5		0.5	3. 0 3. 0 0. 5

No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理 由
(1)	寺井粟生線	現況幅員 W=6.2m		【区間2】 寺井町~粟生町区間 20年以上未着手 補助幹線	700m	継続		を南北に縦貫する重要な路線であり、特に交通安全機能の面で必要性が高いた 継続とする。
		現計画決定	幅員			現道	幅員	計画変更(案)幅員
	2.5		5.00.5	2. 5			6. 2	12. 0 2. 5 7. 0 2. 5 0. 5 3. 0 3. 0 0. 5
No.	路線名	適	用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理 由
(1)	寺井粟生線	現道なし		【区間3】 粟生町区間 20年以上未着手 補助幹線	510m	廃止	学校(プーめ廃止と	・ル)・工場が支障になり、沿道住民から廃止要望があるなど事業実現性が低いた する。
		現計画決定的	幅員			現道	幅員	計画変更(案)
	3. 5	16. 0 9. 0 5 3. 0 3. 0	0 1.5	3. 5		現道	紅なし	廃止



No.	攻 ú 夕	抽出区間 路線名		抽出区間	見直し区間	見直しの		理	н	
INO.	近日形 水石	順 力	†1	抽出の理由	延長	方向性		理由由		
13)	福島線	現道なし		福島町区間 補助幹線	210m	廃止	地区内のご当たらない	交通しか見込まれないため必要性 ため廃止とする。	が低く、計画を継続も	tざるを得ない要因が見
		現計画決定幅	員			現道	 植幅員		計画変更(案)幅員	

現道なし

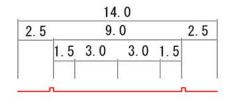
廃止

No.	路線名	適用	抽出区間	見直し区間	見直しの	ин н
100.	始砂石	III III III III III III III III III II	抽出の理由	延長		性 H
14	下清水出口線	現況幅員 W=10.0~14.0m	上清水町〜出口町区間 概成済	2,160m	(一部区間	市の一体化、東西の交流を強化する幹線道路として重要な路線であり、概成済であるが交通安全機能の面で歩道設置の必要性が高いため計画継続とする。ただし、出口付近は同等規格の市道が整備されており、この市道に線形変更する。

現計画決定幅員

現道幅員

計画変更(案)



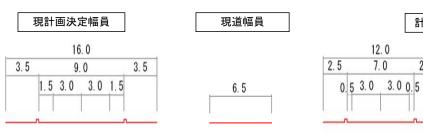
線形変更区間 (現計画決定幅員)

一部区間 線形変更

No.	路線名	適用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性	理 由
15	上清水下徳山線	現況幅員 W=9.5~10.5m	緑が丘~下徳山町区間 20年以上未着手	720m	(線形変更・	辰口地区の幹線道路として重要性が高い路線であり計画継続とする。ただし、加賀産業道路との接続部付近は和気交差点との関係で線形変更する方針とし、併せて幅員は現状に合わせた適切な幅員に変更する。
		幅員変更(案)		現	計画決定幅員	現道幅員 計画変更(案)幅員
	計画幅員	車道	歩道	2. 5	14. 0 9. 0	9. 5 2. 5 2. 5 7. 0 10. 5 2. 5 8. 0
7	W=10.5m	•2車線道路	片側にW=2.5m		3.0 3.0 1.5	
No.	路線名	適用	抽出区間 抽出の理由	見直し区間 延長	見直しの 方向性	理由
16		(主)小松鶴来線 現況幅員 W=10.7m	三ツ屋町〜倉重町区間 20年以上未着手 補助幹線	530m		現道が代替路線としての機能を十分有しており、また、出口来丸線の「廃止」に伴いネット ワーク上の必要性も低下するため「廃止」とする。
		現計画決定幅員]		現道	首幅員 計画変更(案)
	3. 5	16. 0 9. 0	3. 5			0. 7
		1.5 3.0 3.0	1.5		1. 7 3. 25 0. 5	3. 25 2. 0 廃止

N	路線名	適	用	抽出区間	見直し区間 延長	見直しの 方向性	理由
No.				抽出の理由			
(17	下開発辰口線	現況幅員 W=6.5m		下開発町~辰口町区間 20年以上未着手 補助幹線		変更 (幅員変更)	交通処理・空間機能上の必要性が高いため計画継続とするが、沿道状況を踏まえ歩道および停車帯を縮小し、幅員を変更するものとする。

幅員変更(案)							
計画幅員	車道	歩道					
W=9.5~12.0m		市街地:両側W=2.5m その他:片側にW=2.5m					



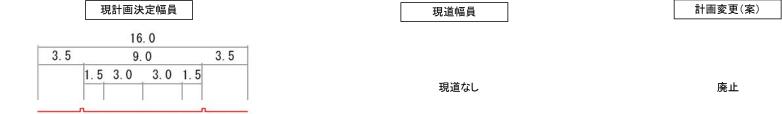
計画変更(案)幅員

2. 5

7. 0

0.5 3.0 3.0 0.5

N	No.	路線名	`. 	用	抽出区間	見直し区間 延長	見直しの 方向性	理由
	INO.	始脉泊	適		抽出の理由			
	(18)	出口来丸線	現道なし		出口町~来丸町区間 20年以上未着手 補助幹線	1,840m		本路線の東側に並行して市道辰口倉重線が整備されており必要性が低くなっている。また温泉街の旅館が支障となるなど事業実現性も低いため「廃止」とする。



No.). D. 路線名	適	用	抽出区間	見直し区間 延長	見直しの 方向性		理由		
	у. Б <u>ПЛ</u> УГ-П	XI II		抽出の理由			74 H			
Œ!	下徳山辰口緒	現況幅員 W=8.0m		緑が丘〜辰口町区間 20年以上未着手 補助幹線	110m	廃止	現道が代えたの必要	替路線としての機能を十分有して 要性も低下するため「廃止」とする。	おり、また、出口来丸線	泉の廃止に伴いネットワー
	現計画決定幅員					現道	幅員		計画変更(案)	
16. 0										
3. 5 9. 0 3. 5							8.0			
1. 5 3. 0 3. 0 1. 5						1.0 3.0	1.0 3.0 3.01.0 廃止			



